

松木晶裕局長	御起立願います。礼。御着席ください。
渡部泰明会長	<p>皆様、おはようございます。ちょっと時間が遅れましたけれども、申し訳ありませんでした。</p> <p>それでは、ただいまから、臨時総会を開会いたします。</p> <p>本日は、皆さん御周知のように、急な開催となった上に、非常に会場が遠くなりましたことを、まずおわび申し上げます。そんな中、皆様方には、本日の御出席まことにありがとうございます。</p> <p>本日の出席者数は13名でありますので、総会は成立いたしておりますので、まず御報告いたしておきます。法律第27条3項で、過半数ということがうたわれておりますので、成立いたしております。</p> <p>続きまして、本日の議事録署名人には、前回と同じにはなりませんけれども、小野地区の宮内委員、久谷地区の池田委員のお二人をお願いいたします。</p> <p>なお、本日の議案は、さきの11月10日に開催いたしました第163回総会の議案第11号で提案されておりました、「耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について」、松山市から意見を求められているものでありますが、11月10日の総会において継続審議となりまして、本日の臨時総会となりました。</p> <p>本日、この11号議案を再提案させていただいたものでありますので、御審議のほどよろしくをお願いいたします。</p> <p>それでは、事務局から、おさらいの形になりますけれども、説明をお願いします。</p>
上岡修主任	<p>失礼いたします。事務局の上岡でございます。本日は、急な開催にもかかわらず、現地までお越しいただきましてありがとうございます。お忙しい中、恐れ入ります。事務局からも改めてお礼申し上げます。</p> <p>それでは、11月10日、第163回農業委員会総会で御審議いただいた本議案の内容について、いま一度、説明させていただきます。</p> <p>本議案は、荒廃農地の発生解消状況に関する調査にて、農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断が必要とされた土地について、松山市が農業委員会に</p>

対して判断を求めてきたものでございます。

対象地は、全て北梅本町。地番が、乙 389 番 4、乙 389 番 3、乙 389 番 6、乙 390 番 1、乙 397 番、この 5 筆になっております。全て小野地区でございます。

この判断の依頼に対して農業委員会がとるべき対応としては、お手元の資料にもあるんですけども、「農地法の運用について」という部分で示されておりまして、「利用状況調査の結果、既に森林の様相を呈するなど農業上の利用の増進を図ることが見込まれない農地があった場合は、原則として、当該調査を行った年内に、農業委員会の総会の議決により、「農地」に該当しない旨の判断を行うこと」とあります。

後ほど、現地も御確認いただければというふうに考えておりますけれども、「農地」であるかどうかの基準といたしましては、配布しております赤色の資料、こちらに具体例が示されております。11 月 10 日にもごらんになっていただいたかと思っておりますけれども、資料の内容を端的に説明しますと、「農地」であるかないかというのは、非農地の判断基準として、「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なもの」、さらに例としまして、「森林化や原野化による農地の荒廃が著しく、開墾に匹敵するような条件整備を行わなければ、対象地を農地として利用できない場合」というのが示されております。なので、開墾に匹敵するような手の入れ方をしないと農地に戻らないという土地は、非農地であるという判断をすべしというふうな通知でございます。

そのほかにも、こういった場合以外の場合であって、「その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるもの」と。周辺が山林に囲まれていて、例えば、その山林から根が出てくる、種が飛んでくるということで、すぐにもとの林・森に戻ってしまうということが明らか土地、こうしたものも非農地であると判断するよという通知が出ております。今回も、この資料の具体例等に沿って御判断いただく必要があろうかというふうに考えております。

また、事務局としての見解というのは、第 163 回総会でお伝えしたとおりでございますけれども、なお、事務局がここは「農地」であると、あるいは非農地であるというふうに決するものではございません。改めてなんですけれども、農業委員会総会で決したことは、まさに農業委員会の総意ということですので、議決いただいた内容にしたがって、事務局としては粛々と事務に当たってまいりたいというふう

	<p>に考えております。</p> <p>また、農業委員会の総意ということですから、特定の地区の委員が、ここを非農地にしよう、「農地」にしようというふうに決定したというものでもございません。農業委員会全体でそのような判断を行ったということになりますので、その点、御理解いただければというふうに思います。</p> <p>事務局からの説明は以上です。引き続き、御審議のほどお願いいたします。</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、事務局から、前回と同様、議案第 11 号につきまして説明がありました。</p> <p>ここで、本来なら、委員の皆様、今から御意見をお伺いしたいところなんですけれども、現地がすぐの所にあるわけなんです。</p> <p>したがいまして、審議に入る前にまず現地を見ていただいて、その上で審議に入りたいと思いますので、ちょっと臨時総会を中断させていただきたいんですけども、よろしゅうございましょうか。</p>
	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
渡部 泰明 会長	<p>それでは、そのように決めて、今から現地を案内いたしますので、どうかよろしくをお願いいたします。</p> <p>なお、現地は、前回もお話ししましたように、5筆あります。この5筆を、筆ごとに皆さんの目を見ていただいて、その後、判断をしていただきたらと思います。よろしくをお願いいたします。</p> <p>〔現地確認〕</p>
渡部 泰明 会長	<p>皆さん、お疲れ様でした。</p>

<p>中川均会長代理</p>	<p>それでは、ただいまから、臨時総会を再開いたします。</p> <p>審議に入ります前に、現地を見られた上での何か御不明な点、御質問等ありましたら、まず、お聞かせいただいたらと思います。</p> <p>見ている時にほかの人からも話が出とったんですが、農振地域になっとるのはこの土地だけやなくて、もっと周辺もたくさんなっとると思うんですが、実態はどんなんですか。</p> <p>〔上岡修主任挙手〕</p>
<p>渡部泰明会長</p>	<p>はい。</p>
<p>上岡修主任</p>	<p>失礼します。</p> <p>一帯青地、農振農用地が広がっておるということで聞いております。</p>
<p>渡部泰明会長</p>	<p>ほかにございませんか。</p>
<p>平岡量二委員</p>	<p>かまんですか。</p>
<p>渡部泰明会長</p>	<p>どうぞ。</p>
<p>平岡量二委員</p>	<p>見せてもろたんじゃけど、5筆ある中で、一番奥の乙397番、それと手前の乙390番1、この二つについてはまあ、今すぐはなかなか難しかろうけども、あとについ</p>

	<p>ては十分利用できるんじゃないかと。あれを非農地にせえ言うたら、皆せないかんようになるという感じがするんですが、そこらもまた皆さんで検討してください。</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい、ありがとうございます。</p>
池田 友邦 委員	<p>あれ、そして……。</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい、池田委員。</p>
池田 友邦 委員	<p>普通じゃったら、荒廃しとる所を農地パトロールやらで見て、注意して協力して、ていよくしてもらおうと。周辺に対する影響もあるけんな。過去にそれをした上でということやろか、今回の場合は。そういうふうな指導をしてというか、チェックをして、それで、今になったということなんですかいな。その過程はどんなんでしようか。</p>
	<p>〔上岡修主任挙手〕</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい、事務局。</p>
上岡 修 主任	<p>はい、失礼いたします。</p> <p>今回の5筆、これまで利用意向調査を行った経過はございません。ただ、行った経過はないということは、端的に言うと、営農あるいは保全管理として対応していたということなんですけれども、これは、荒廃農地B分類——本来、非農地として判断するというふうにされた農地も、利用意向調査の対象にならないという規定が</p>

	<p>ありまして、ゆえに、この5筆については全て、現在のところまでは未指導という状態です。指導は行っておりません。</p>
<p>藤久壽基次長</p>	<p>会長、ちょっと長くなりますけど、今までの経緯等を話させてもらってもかまいませんか。</p>
<p>渡部泰明会長</p>	<p>はい。</p>
<p>藤久壽基次長</p>	<p>まず、農業委員会が非農地判断をするという基準といいますか方法、三つあります。</p> <p>一つは、個人が非農地証明してくださいということで、農業委員の副申書もつけて申請して、判断をします。これは、基準は何かというと、愛媛県のつくっている事務処理要領。一番多く使われるのが、20年不耕作の山林化している農地の非農地証明。その中では、農用地——いわゆる青地はだめですよと、その基準ではなっています。そういう取り扱いを今までしてきました。</p> <p>そして、もう一つは、法律で定められている、農業委員会が主体となってやる利用状況調査。それと、市、松山市で言えば農林水産課がやる荒廃農地調査。この二つ。だから三つあるんですね。個人の申請が一つ、行政が主体でやるのが二つあると。</p> <p>今回出てきているのは、市に対して申出があって、市の方が農業委員会に「農地」・非農地の判断を求めてきたという経緯のことが、今、審議していただいている案件です。</p> <p>で、この二つについては、農用地でも非農地判断をしないといけないとなっています。まあ、法律ではない国の通知——事務処理要領・取扱要領ですね。だから、法律に基づいてやるこういう事務処理については、こうするのがベストですよ、各市町村はこういう判断でやるようにしてもらおうのが国の方針と一致しているんですよという、法的な効力はないんだけど、それに準ずるような要領、それに基づいてやるというふうになっています。</p>

松山市は今までどうしてきたかという、利用状況調査を、平成 21 年の法改正以降やってるんですけども、その時も一回、今回と同じような、これはあくまでも市ですね、先ほど言った荒廃農地の調査の中で、松山市が北条地区を特定して調査をして、農業委員会に「農地」・非農地の判断を求めてきて、農業委員会が何筆か、非農地ですよという回答をした事例が、21 年のその年限りあります。それからは、非農地判断はしてない。

なぜしてないかという、農地転用の許可権者は愛媛県ですよ。国から利用状況調査でどんどん現地が山林化しているものは農地台帳から落としなさいよという方向性はあるんだけど、愛媛県としてはやっぱり自分のところで持っている事務処理要領——20 年の荒廃農地で、農用地はだめよと、これを基本にして、各愛媛県市町は利用状況調査の「農地」・非農地の判断をやってくださいねという通知があったんですよ。

だから、それにしたがって、本当に極端に山林化している所以外は、利用状況調査は、国の判断とは違ってんだけど、非農地の判断はしてなかった。だから、今回、例えば一番上の農地ですよ、あそこなんかは、利用状況調査で、本当いうたら、非農地判断しとかないかなんだかもわからないぐらいの農地なんですけれども、今まではそういうのはしてなかった。

だけど、今、現在どういう状況かという、国はもうどんどん、山林化しているものは農地から落とせというのは変わっておりません。どんどん締めつけが厳しくなってる状況です。その中で、愛媛県が、今どういう見解を持ってるかという、農用地はだめ、20 年以上ですよというのは、最近になって、これは法的拘束力のないあくまでも通知だと。だから、最終的には市町村判断でやってくださいよと。20 年未満でやっても、農用地でやっても、特に何も言いませんと。そういうことを言ってきてます。

まして、市民が県に相談したら、そういう回答をもう既にしています。何例かあります。だから、許可権者である県がそう言うのに、いつまでも農業委員会が突っ張れるかという状況が今現在に起こってます。

また、愛媛県にしても、事務処理要領の変更を、今、どうもやってるようです。20 年を縮めるのか、まあ、農用地はできないという条項は外そうという意向で協議がされてるようです。

だから、そういう状況の中で、今現在、松山市はちょっと難儀な状況におかれて

	<p>いるという現状です。</p> <p>ともあれ、周りの状況がどうであれ、要は、松山市農業委員会としては、やはり法律・事務処理要領・基準にしたがって、主観を入れることなく、客観的に「農地」か非農地かの判断をしなければいけないんじゃないかと考えております。</p> <p>すいません、長くなりました。以上でございます。</p>
渡部 泰明 会長	はい、ありがとうございました。
仙波 正幸 委員	かまんですか。
渡部 泰明 会長	はい、どうぞ。
仙波 正幸 委員	<p>今、藤久次長が言われたことで、今回の方向性みたいなんは何となく皆さんわかったんじゃないのかなと思うんやけど、それやったら、松山市の農業委員の要領というか要綱というか、そういうんを考え直すというか改めないかんわいね。今までは指導せんといかん立場におったわけやけん。</p> <p>というんが、今の状態見て、畑やったんをほったらかしたったらそのうち非農地にしてくれるんかというふうに生産者は思うわけですよ、これを非農地に証明したら。</p> <p>その隣が申請したら非農地になりますよね、今の状況で非農地証明を出したら。ほんなら、松山市の農業委員会の要領というか、考え方、それを直していかんといかんのやないのかな。そんな気がするんですけど。</p>
藤久 壽基 次長	よろしいでしょうか。

渡部泰明会長	事務局。
藤久壽基次長	<p>はい。今、仙波委員がおっしゃられたことは、もっともな御意見だと思います。仮の話をしていけませんけど、まあ、今審議していただいているうちのどれか一つでも非農地という判断をしたら、それと同等もしくはそれ以上山林化している土地については、来年からの利用状況調査では、非農地判断として落とさないといけないだろうというふうには考えています。</p>
仙波正幸委員	まあ、そうなりますよね。
渡部泰明会長	<p>それでね、事務局。例えば今、現地、農用地ですよ。そして、農地であるのを仮に非農地にした場合、その土地が今後どういうふうに変わっていくのか、ちょっと説明していただけますか。</p>
藤久壽基次長	<p>はい。まず、非農地判断をして農林水産課へ報告します。うちが非農地判断をすれば、農地台帳から落として、法務局にも、もちろん所有者にも通知をします。そして、法務局で地目変更が現実にできます。</p> <p>だけど、うちが非農地判断をしたからいうて、自動的に農用地から除外できるわけではないです。農用地除外はあくまでも農林水産課・市長判断で決定しなければならない。それは法律が全然違いますから。</p> <p>だけど、国の事務処理要領を読んでもる限り、農業委員会が、利用状況調査とか市の荒廃農地調査等で非農地と判断したものについては、積極的に農用地から除外しなさいと。農用地除外申請を普通に個人がしたら、その除外しなければならない理由を相当理由づけて書かなければいけないですよ。それが判断基準になりますよね。だけど、今回の市が農用地から外すというのは、逆に、残す理由を書けど、市に。残したいなら残さないといかん理由を書けど。だから、どんどん除外してくださいよと、逆に言えば。そういう方向性です。</p>

	<p>ですから、結論を言いますと、うちが非農地証明をしても、農用地から除外しない限りは農業としての利用しかできない土地です、あくまでも。</p> <p>だけど、除外がされれば、もう農地法・農振法の制限がなくなるわけですから、あと残るとすれば、調整区域やったら都市計画法の制限はそのまま残ります。だから、建築物は簡単には建ちません。建築物は簡単には建たんけれども、いわゆる露天もの——露天の資材置場、露天の駐車場、もしくは太陽光発電施設等には利用できるというふうに考えます。</p>
渡部 泰明 会長	<p>ここは都市計画区域には入っておるんですよね。</p>
藤久 壽基 次長	<p>入ってます。都市計画区域内の調整区域です。だから、建築物を建てる時には開発許可が要りますから、通常の人が建築物を建てるのはまずできない。露天ものでしかなかなか利用できん土地になると思います。</p> <p>ただ、太陽光発電施設は建築物に当たりませんから、それはできます。都市計画法関係なしでできます。</p>
渡部 泰明 会長	<p>それは、農用地が外れたらの話よね。そしたら、非農地になったけれども、今の説明で、農用地は青地で残るわけよね、形としてね。そしたら、青地で残っとる間は、太陽光発電だってできないというわけ。</p>
藤久 壽基 次長	<p>はい、資材置場も、駐車場もできない。あくまでも農業用の施設じゃないと。</p>
渡部 泰明 会長	<p>地目変更ができませんから。</p>
藤久 壽基 次長	<p>いや、地目変更はできます。</p>

渡部 泰明 会長	できるの、青地でも。
藤久 壽基 次長	<p>はい、山林に地目変更はおそらくすると思います。それはできます。</p> <p>だけど、農用地というのは地目農地だけやないですから。地目農地以外の山林でも農用地指定はできますし、現実にしてますから。そのまま、山林として、農用地として残るんです。でしたら、農用地ですから農業用施設での利用しかできません。外れん限りは。</p>
渡部 泰明 会長	それはでも、最終的には市長部局は、非農地に判断した場合は、農用地も外さんといかんということにはならんわけ、考え方として。
藤久 壽基 次長	外さないかんという法律にはなっていないけども、そういう方向性で考えよという事務処理要領にはなってます。
渡部 泰明 会長	そうやね……。これは非農地ですよという判断した上で、それを農用地で残すのも、何かちょっと合点がいかんような気もするね。
藤久 壽基 次長	<p>そうです。</p> <p>〔上岡修主任挙手〕</p>
渡部 泰明 会長	はい。

上岡修主任	<p>はい、失礼いたします。</p> <p>今回、そもそもという話を前回の総会の場でもするつもりではあったんですけども、時間の都合でできなかったことがあります。事務局として了知していることは、全て農業委員あるいは推進委員にもお伝えしないといけないというふうに思いますので、なぜこの5筆について、松山市から「農地」かそうでないかの判断を求められたのかということをお話ししておかないといけないかというふうに思います。</p> <p>端的に言うと、この農地の耕作が困難になった所有者の方がいらっしゃると。そうした土地について、太陽光発電にしてはどうかというような提案が、事業者から持ち上がったということですね。</p> <p>最終的には、この太陽光発電を農地の所有者がされるか、あるいはその事業者が賃借権なり所有権移転でされるかというのは、今、未確定ではあるんですけども、そういった外的な利用意向が働いたというのは一つあります。</p> <p>これは、農林水産課にその事業者の代行者が来ていたときに、太陽光にする腹があるということは、事務局が横に座っておって聞きました。そういった目的があるので、この5筆について、非農地にしてもらえないだろうかという相談を松山市が受けたのが、今回の話の発端でございます。</p> <p>なぜこの5筆、それも地籍調査が行われていない、それも青地ですね、ここから10年ぶりぐらいに非農地判断が必要になったかというような経緯が不明確なまま話を進めておりましたので、改めて説明をさせていただきました。小野地区の宮内委員、家久委員、そして会長には、10月末の現地調査の際にお話ししていることです。</p> <p>以上です。</p>
仙波正幸委員	かまんですか。
渡部泰明会長	はい、どうぞ。

仙波正幸委員	<p>今までの農業委員会としたら、このB分類——再利用の困難が見込まれる荒廃農地、これに書いておる。今見てもろた農地は、開墾を必要とするような農地ではない。そんな農地やないんやけん、指導して今までどおりしてもらうんが、今までの農業委員のやり方やったよね。</p> <p>ほやけん、現在の方向性が藤久次長から説明されたけん、国や県の対応がそういう方向性なら、それにどう対応するかで話が決まると思うんよ。松山市農業委員会がどう対応するか。言うこと聞くならもうかまんですよと。言うこと聞かんのやったら今までどおり指導してきれいにやっていく。会長、どっちかやと思うんよね。その辺、皆さんに聞いていただけますか。</p>
中川均会長代理	<p>会長、ちょっとかまんですか、質問。</p>
渡部泰明会長	<p>はい、どうぞ。</p>
中川均会長代理	<p>藤久次長、国の判断基準がそのように変わったと思うんだけど、判断基準が変わった背景というのは、どういう社会情勢なり、経済情勢なり、何かがあったけん判断基準が変わったんですかね。</p>
藤久壽基次長	<p>国がどういうふうな意向で変えたか、そこの本当のことまで私が知る由もないんですけども、まあ、研修会に行ったりした時に、いろんな人から話を聞く限りではですね、21年に法改正によって利用意向調査というのを農業委員会がやりなさいよと定めた。何で法律を変えてまでそういうものを定めたかという、いわゆる荒廃農地の率の高さ、これが、農水省はいろんな方面から責められる。農水省は何やとんぞと。全然解消されんじやないかと。全国的に見ても、どんどん荒廃率が上がっていきだけじやないかというふうに、相当責められた経緯があるようには聞いてます。</p> <p>そこで、いわゆる農地全体の荒廃農地、何分の何ぼで率が出ますから、要は、率</p>

を出す上での分母、荒廃農地をどんどん農地台帳から落としていけば、当然、荒廃農地になってない農地が全体的に多くなりますよね。それを単純に、率を出せば、荒廃率は下がりますよね。そういう措置を考えたのではなかろうかというふうに考えています。

それと、そもそも農地法が現況主義という立場をとってます。ですから、地目とか関係なく現況農地として利用しておれば、農地法上の「農地」、地目が何ぼ畑・田であっても現況農地性がなくなっておれば、農地法上は「農地」じゃないよという、そもそもの根本的な考え方をそこで持ち出したら、山林化している農地は山林扱いをしなければ、それはもう農地法の主旨から外れるでしょという考え方だと思います。

ちなみに、今の状況で、木がある程度生えている所を、農地法とかの制限関係なしに、法務局に地目変更申請すれば、畑から山林にはまず間違いなく変わります。農地法・農振法の制限がなければ確実に変わります。

というのが、一般的に、植林という転用目的があるんですよね。農地に小さな杉とかヒノキとかの苗木を植えます。だいたい5年くらいしたら、ある程度、背も高くなります。そういう状態で法務局に地目変更申請すれば、まずできます。

ですから、それを思えば、あの状況だったらそれよりもっと山林化していると思いますんで、できると思います。農地法も現況主義でいえば山林、法務局も地目変更できるという状況だから、それに合わせよというのが農水省の考えじゃなかろうかと思います。

中川均会長代理

もう一ついいですか。事業者の方が、農林水産課・市長部局のところに行って話をしたとのことですが、農家本人もそういう意向じゃいうのは、事業者の人はつかんどるんじゃないかな。

今の農水省の説明も、国の判断基準が変わったのも、県の判断基準が変わろうとしているのも、農家の人のためを思って判断基準を変えたんじゃないくて、我が身を守るために判断基準を変えた。

今度の場合も、事業者が、自分の事業のために国の判断基準や県の判断基準にしたがって、農業委員会に判断してくれと言う。その農家の人は、どういう気持ちで思っとるわけ。やっぱり、荒廃しとるということは、農業を継続する考えはないん

藤久壽基次長	<p>じゃろうな。</p> <p>はい、これは代理人申請のようになってますけども、代理人といたって法律上は本人申請ですから、本人の意向によって申請しているはずです。</p> <p>今も現地調査で見ていただいたとおり、少なくとも3筆は農地性があると思います。あれでも山林として非農地証明してくれ言うぐらいだから、まあ、そんな普通に常識的な考えができる人とは私は思いません。これは私個人の意見ですよ。あとの2筆ぐらいなら言うてきてもしょうがないかと思うけど、あとの3筆を山林になっとなるから非農地証明してくれと言うてくるのは、ちょっと常識から言ったら外れていると思います。</p> <p>そこら辺の状況は私もわかりませんが、太陽光発電施設にしたいというのは、それはそれで間違いないだろうと。国の基準どうのこうのというのが我が身を守るためというのは、それももちろんあるんでしょうけど、今、難儀している農家の方が、本当に山林化しているのに、「農地」としての扱いを受けて、管理もせなかん。だから、そこら辺は現状に合わせてちょっとでも楽できるようにしたらいいんじゃないかというのはあると思います。</p>
中川均会長代理	<p>あるんじゃないだろうか、くらいかな。</p>
藤久壽基次長	<p>その辺は、私も実際に法律や基準をつくったわけでもないですからわかりませんが、いろんな考えがあって、今の流れになってきてるんだらうとは思いますが。</p>
中川均会長代理	<p>所有者の人の意向も、判断基準の中にあるんですか。</p>
藤久壽基次長	<p>それはないです。個人申請の非農地証明でも何でも、個人の判断は全く関係ないです。法務局で地目変更するんも、個人の意向は全く関係ないです。あくまでも、</p>

	<p>現状に合わせるということです。</p>
<p>中川均会長代理</p>	<p>だから、3種類ある中でね、個人の申請ということで非農地証明を出す場合は、個人がそういう意見を持つとるんだからそれでいいけども、個人以外の方が判断する場合は、法律上だけで判断するようなことになっただけ、まあ、制度がそうだからそれは仕方ないということになるんだろうと思うけど、果たしてそれでいいのかなという感じはしますね。</p>
<p>上岡修主任</p>	<p>失礼します、よろしいでしょうか。</p>
<p>渡部泰明会長</p>	<p>はい。</p>
<p>上岡修主任</p>	<p>失礼します。</p> <p>愛媛県農政課と話をした内容が、そのお答えになろうかというふうに思います。非農地証明、これは所有者の方からの願い出に基づいて行う方法であると。</p> <p>これは、前回の総会でも、20年間放棄してないとだめというふうに聞いたのに、何でこんなことができるのということで、20年以上荒廃していることと、あとは、農用地区域内農地であれば非農地証明あらずという規定が、愛媛県の要領で備えられておりまして、非農地証明の可能性は、その時点でついでたというふうに考えたわけです。</p> <p>非農地証明ができないのであれば、どのようにしたら非農地にできるんだという相談をその事業者が愛媛県にしたところ、農地パトロールなり、荒廃農地の発生状況調査に関連して行われる非農地判断であれば、青地でもできるよというような教示を受けたので、非農地証明にはよらずに、あくまでも、農業委員会あるいは市長部局が職権で行った非農地判断の流れに乗せてくれというふうな経緯があります。</p> <p>なので、もとをただせば、所有者の方あるいは事業者の方の意向なんですけれども、外向きには、農業委員会がみずから行った、あるいは市長部局が農業委員会に</p>

	<p>依頼して行ったというようになっていをとっているわけです。</p>
平岡量二委員	<p>かまんですか。</p>
渡部泰明会長	<p>はい。</p>
平岡量二委員	<p>今言いよる許可を例えばしたとしたら、相当将来これが出てくるんじゃないかと。例えば、恵原あたりも割合に放棄地が多いのに。</p> <p>だから、そこらの判断が相当きちっとしとかなんだら、なかなか将来難しいんじゃないかと。前の総会の時にも梶野委員が言ったように、やっぱりそこらのことは、きちっと松山市農業委員会で一つの基準をつくってせなんだら、なかなかはいとはいにくいところがあると僕は思う。</p> <p>で、県自体も考え方があやふややわいな。逃げ道みたいな感じが。</p>
渡部泰明会長	<p>その点で、先ほど仙波委員からも意見があったように、要は、農業委員会としての姿勢いうのを明確にしておかないと、たまたま今回この5筆が出てきたけれども、これが後々大きく影響してくるということは、場合によったら目に見えているかもわからないし、その意味で、農業委員会の根本的な姿勢というのは、この際、確立をしておかないといけないように思うんですよ。</p> <p>それらを踏まえて、ほかの委員、何か御意見ありますか。</p>
池田友邦委員	<p>ここで皆が意見出して、早晩まとめてそれをつくるじゃのいうことは、なかなか難しかろうと思いますがな、私は。ほやから、事務局がある程度のところでの総会に当たっての検討をして、たたき台・素案なりをつくってもろたら、検討ができると思いますな。</p>

渡部 泰明 会長

前回の総会では、現地も見えてないし、航空写真と図面だけでこの難しい判断をしてもらおうとしたけれども、結論も出なくて今日に至ったわけなんですけれども、今日、現地を見られたところで、ある程度方向が出ることを期待はしておったんですけれども、それ以上に結論づけることが難しいようであれば、また日を改めないかん。ただ日を改めるだけでは、なかなか結論が出るものでもないだろうし、時間稼ぎしてもいかなような内容なんで、そのあたり。

本来なら、今日 13 名出てきてくれましたけれども、大体は、もうちょっと多くの委員の方に出ていただきたかったんですけれども、仕事とかそういうような関係でなりましたけれども。

どんなでしょうね。現地は見られた。そして、数はまあ、委員の辛うじて過半数の、この臨時総会なんですけれども、この席で、見ていただいた 5 筆を、筆ごとに、これは「農地」だろうと、これは森林で農地を外すのもやむを得ないと、そのあたりをこの場で決めることについてはどんなんですか。それはまだ早いというのか、それも仕方なからうというのか。そのあたり、委員、何かお考えがあったら言っていただいたら、この話が前向いていくんですけど。

仙波 正幸 委員

これ農用地を除外するいうんありきで話しよるけん、いろいろ皆迷うところあるんじゃと思うけど、農用地が除外されんのやったら、後継者もおらん、誰もつくってくれん、それは荒らしてもしゃあない、それは非農地証明出すのも仕方ない、非農地で認めてもええとなると思うんよ。

農用地が除外されん理由を示せ言うて、会長も言われた、非農地を「農地」として認めるのは道理が通らんやろうと。そういうことで、農用地除外ができるようにならないね。それがあるけん、皆、頭を悩ますんやと思うんよ。

農用地が除外されんのやったら、もし私が許可できるんなら、非農地でかまんぞと言いますよね。ただ、農用地の縛りがもうできんなるということがネックじゃないんかなと思うんやけど、どんなですか。

ほやけど、非農地にして農用地除外は、普通に理屈から考えたら除外されるような気がするけどね。今までやったら、農用地は手をつけたらいかんいうことになつとったんやけど、手をつけてもかまんようになったら、非農地判断をしたら農用地除外、それは淡々と進んでいくと思うけどね。

渡部 泰明 会長	今のことで、何かありますか。
平岡 量二 委員	かまんですか。
渡部 泰明 会長	はい。
平岡 量二 委員	<p>極端に言うたら、傾斜も少ないし、場所的に条件がええけん非農地にしてくれと言はんじゃろうと思うんよ。僕はそう思うんですよ。山の、道もない所を非農地にしてくれ言はんは僕はおらんと思う。やっぱりその辺は、業者がそういうところに目をつけて、何かやろうという考え方でやりよるわけや。4メートル道路の所からやったら傾斜もないんじゃけん。必ず営利を目的としてやりよるわけやけん。それが一つの、業者がかんどの理由やと思う。山で道がないとこやったら、非農地にしてくれ言はんは一人もおらん。まあ荒れたままほっとかいな、皆。そこら辺のことも考えてせないかないな。</p>
仙波 正幸 委員	農用地やったら、農業委員会がいろんな縛りで指導することもできるけんど、農用地除外になったら、そこに露天もん、どうしようと……。
平岡 量二 委員	ほうよ、もう関係ないけん。
仙波 正幸 委員	そこが、皆、頭悩ますところやないんかなと。
池田 功 委員	ちょっといいですか。

渡部泰明会長	はい、どうぞ。
池田功委員	最終的には、さっき話してたように、太陽光発電を設置したいということですよ。
渡部泰明会長	文書とかはないんやけど、腹はそうみたいですわね。
池田功委員	太陽光発電なら、「農地」・非農地関係なしにできるんじゃないの。だから、目的は太陽光発電を設置するという目的と見とんですけど、別に、非農地にせな太陽光発電ができんという縛りはないわけですから。
中川均会長代理	営農用の太陽光発電しかできんのよ、農用地——青地じゃったら。営農用の太陽光発電はできるけど、普通の太陽光発電は……。
池田功委員	どない違うんですか。
藤久壽基次長	下で農業しながら、支柱で高くして、上で太陽光発電をするという、そういう事業でないと、農用地では許可がとれないんです。
池田功委員	面積的には変わらんのでしょ、太陽光発電の。
藤久壽基次長	そうですね。だけど、下で農業せないかん。で、高い支柱を建てないかん。設置費用も管理も、普通の太陽光発電と比べたら費用も多くかかると思いますし、下で農業をやめてしまたら撤去命令が出ますから。

	<p>あれだけの面積を荒らしている人が農地として利用することはないと思いますので、そういう許可も考えにくいだらうと。だから、非農地証明をとった上で、普通の太陽光発電施設をやりたいんだらうというふうに考えます。</p>
家久英雄委員	<p>今、太陽光発電しても採算とれんのかなと思うんじゃけれども、もし採算がとれんようになった後、どういうふうに使われるか、私ら地元としてはそれを一番心配しとるんですけども。それだけなんですけど。</p>
平岡量二委員	<p>その心配はあらいな。</p>
家久英雄委員	<p>ほやからその折、地元はどうやって説明したらいいかなと。</p>
藤久壽基次長	<p>すいません。</p> <p>今、委員が言われることも考え方としてあります。もちろんですけども、今は非農地の判断ですけども、例えば、農地法の転用申請をして合法的に許可をとる、その場合でも、一つの目的として許可をとりますよね。地目も変えます。「農地」じゃなくなります。その後、まあ言うたら変な利用になった。地元として歓迎しにくい利用目的になった。それを最後まで農業委員会が責任とらないかんかという話ですけど、それを考えよったら許認可事務は一切できんようになります。農地法だけやなしにほかの許認可事務も全部。だから、それはちょっと考えすぎかなと。</p> <p>今回の非農地判断についても、誰がどういう利用だからええとか悪いとか、その判断をあんまり強く出すとしんどいのかなという気がします。</p>
松木晶裕局長	<p>今回、農業委員会に求められているのが、現状がどうなのか。「農地」なのか、非農地なのかという判断をしてくださいという、そこが求められております。ですから、あそこが農振農用地だらうがそうじゃなからうが、それは関係ないことはない</p>

	<p>んですけども、実際には関係ないのかなと。</p> <p>ただ、今回の判断が、今後の判断の基準となってきますので、そこらについてはきちっとしないといけないのかなというのがあります。</p> <p>今、松山市の農地台帳上の登録農地というのが、13、14万筆ぐらいございますし、面積にしても、8,900ヘクタールあります。ですけども、それだけが今農地として利用されているかと言うと、実際にはその半分くらいしかされてないのかなと。</p> <p>ですから、現実的には、利用状況調査をしたときに、山林化している部分については、今後、非農地判断をしていかないといけないのかなというふうには思ってるんですけども、そこは今後、農業委員会でそういう方向性に持っていくのかどうか、また協議してもらったらいと思うんですけども、今回は、あくまでもあそこの現状が「農地」なのか非農地なのかというのを農業委員会に判断してくださいということでもありますので、そこで、農業委員会では判断できませんというようなことになってくると、松山市の農業委員会は何しよんぞということになってきますので、まあ、何とか早い段階で判断はしていただけたらなというふうに思っております。</p>
渡部 泰明 会長	今の局長の説明で、何か感じることはありません。
池田 友邦 委員	もうどっちぞと言ったら、回復できる「農地」やと、非農地判断はできんと言っかな。今の段階では。
渡部 泰明 会長	「農地」だと。
池田 友邦 委員	「農地」だというふうなことで何ぞ問題あるんかね。
仙波 正幸 委員	以前というか、それこそこの前の総会までの考え方やったら、指導して、「農地」で使ってくれという気やったけど、いろいろ話聞きよって、今の農業の情勢考え

	<p>たら、後継者はおらん、人はつくってくれん、ほんならほったって荒れてしまう。こういう状況を考えたときに、果たして、いかんぞいかんぞ言うて、非農地じゃない「農地」じゃ言うて、突っ張るのもどうかなとは思うわいね。</p> <p>ほな、もう荒らしとったら非農地になるんぞということも起こってくるけん、迷うところではある。やけど、農業のこれからの情勢というかビジョンで明るいもんはないけん、変えていかないかん方向性は、そういう方向性になるんじゃないんかという気はしますけどね。</p>
渡部 泰明 会長	<p>今の仙波委員の意見に対して、事務局、荒らしといたらそのうち非農地にならないと、自然に非農地になったときに、土地の所有者のメリットというのは何かあるんですか。非農地になることのメリットというのはあるんですか。</p>
仙波 正幸 委員	<p>非農地にして、農用地やったら除外できて、農地法の縛りがなくなるんやけん、例えば、資材置場で貸してあげるよと、誰かに貸してあげるよと、自由にできるから、そういうメリットはありますよね。</p> <p>ほんで、ほったらかしやったら、今までやったら農業委員が指導する、事務局が指導する、毎年文書が来てせえよと。それがなくなるのもメリットといえどメリット。そういうことやと私は理解しとる。</p>
藤久 壽基 次長	<p>そのとおりだと思います。</p>
渡部 泰明 会長	<p>ほかに。</p>
藤久 壽基 次長	<p>かまんですか。</p>

渡部泰明会長	はい。
藤久壽基次長	<p>今、池田委員が言われたんで、ちょっとお話をさせていただけたらと思います。それはおどしかと言われる部分もあるかもしれませんが。あんまり言いたくはないんですけど、この際ですから。</p> <p>例えば、これを非農地とした。全筆か、1筆か、2筆か、3筆か、それは別問題として。1筆でも非農地にした場合、やはり、ほかからどんどん同じような状況で出てくる。これは間違いなくあるだろうと思います。</p> <p>そういうのは支障があるから、今度は全部「農地」として判断して市長に返すと、そしたらどうなるか。恐らく申請人——農地の所有者は、納得せんだろうと。納得せん以上は、説明を求めに来ると思います。</p> <p>例えば、次回の総会に出席して、委員の判断した理由を求めてくると思います。国はこう言う、県はこう言う、こういう法律・基準があるのに、農業委員会が「農地」だという判断したその理由を求めてくると思います。農業委員がそれは説明をしなければなりません。</p> <p>それで納得すればいいですけど、納得しなければ、その次の手段に打って出る可能性があります。まあ、行政不服審査に該当するかどうか、法的な確認はしてないんですけど。それとか、最終的には裁判ですよ。思いどおり土地が利用できないことに対しての損害賠償請求をすとか。可能性がないことはないですよ。その場合、誰が対応するかいうたら、当然、松山市農業委員会、皆さんが対応しなければならぬ。そういうことになってくる。</p> <p>それが将来的な、こっちにいったらこうなる、こっちにいったらこうなる、そういう状況だと思います。</p>
池田友邦委員	<p>法律的にどうのこうの言ったら、県が目安として決めとる20年がどうのというのはそう効力はないじゃの言うて突き詰めたところはよ、今、国はこういうふうに変わりよんじゃということになったら、そしたらどうなるの言うたら、参考になるもんいうか言い切れるもんはないんよな。こうするのがええいう方法は。</p>

藤久壽基次長	<p>これはもう個人的な意見ですが、裁判所は単純に、農地法は現況主義でしょという判断にまずなると思います。現況山林やのに何で「農地」にするのと。それが裁判所の冷たい判断だろうと思います。国もそう言よるじゃないかと。通知といえどもそれは法律に基づいた技術的指導だろうと。で、農地転用の許可権者である県も同じ考えじゃないかと。</p> <p>そういう状況の中で、農業委員会の判断が正しいでしょうと、裁判所が温情を与えてくれるかどうか。それはちょっと難しいんじゃないかというふうな気がします。あまりこういう話はしたくないんですけど、一つの考え方として持っただけでいいからと。</p>
中川均会長代理	<p>非農地にしたときに、周辺の農地を所有している人たちには影響はないんですかね。</p>
藤久壽基次長	<p>農用地の場合は、周辺農地もしくは全体の農用地に支障があったら、それこそ理由を書いて残しますよということが出来る。ですから、例えば農用地のまどまりのど真ん中で、仮に農業委員会が非農地と判断しても、恐らく農用地除外はしないだろうと。そこを非農地と判断して農地以外の利用をされたら隣の農地に完全に支障が出てくるということであれば、農用地除外も恐らくしないだろうというふうには思います。</p> <p>今の位置関係で、隣は指導センターやし、上はずっと山林やし、隣の支障になることはないんじゃないかならうかと。</p>
仙波正幸委員	<p>指導センターが迷惑かかるんじゃないかならうと……。</p> <p>今、藤久次長が言われよんも、今後の農業情勢を鑑みて理由の中にも入るわけよ。これからどんどん農業が盛んになっていくんやったら、非農地判断なんかするわけないんで。「農地」で使ってもろたらええんで。</p> <p>ほやけど、見てもろたらわかるように、一面畑やったもんが全部荒れてしもとる、この辺も。そういう所の中で、あくまで「農地」じゃ言うて突っぱねる必要がある</p>

	<p>のかと、そんな気がするけど。</p> <p>これを判断してしまたら、後々いろんな問題が起こるかもしれん。この判断したら、お前ら何しよったんぞということになるかもしれんけど、今後の農業は今以上に山が開墾されて、また農地が増えるじゃのいう状況には私はならんと思うんよの、恐らく。その中での判断だと思うんで。</p>
渡部 泰明 会長	<p>今、仙波委員からこういう意見も出たし、先ほど局長からも、今回意見を求めてきたこの回答については、要は、客観的なことで判断をすると。そういうふうなことでいけば、皆さんどうでしょうね。早計かと思われるかもしれませんが、実際に皆さんの目で見られて、そして、確かに5筆それぞれ状況は違うと思うんですね。そしたら、1筆ごとに5筆を、これはもう復元できん、農地としては客観的に見ても無理なんじゃないか。いやいや、そうじゃなくて、これはまだ、草ものけて雑木をのけることによって農地に復元できるから、非農地には相応しくない。そういうふうには、筆ごとにこの臨時総会で結論づけるのはいかがでしょうか。</p>
家久 英雄 委員	<p>ここの土地の持ち主は、将来的には恐らくつくれんと思います、家庭の状況は。もし畑で残しても、現状は絶対つくれません。この家庭の内部の事情は私らも知つとりますから。どうせ農地で残しても、将来的には誰もする人がおりませんから。</p>
田中 正人 委員	<p>構いませんか。</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい、どうぞ。</p>
田中 正人 委員	<p>今、客観的にやろうということですから、持ち主が今後どういうふうにするかどうかじゃなくて、荒廃農地の区分がありますけど、A分類とかB分類とか。それをやらざるを得んのじゃないでしょうか。それだったら答えは出やすいんですけどね。</p>

<p>渡部 泰明 会長</p>	<p>まあ、私も将来の百姓のことも考えないかんのは重々わかっております。考えないかんと思っておるんですけどもね。今ここで、客観的にやろうと言うのであれば、もうとにかく今見てどうか。回復可能なのか、回復不可能なのか。それで判断するしかないんじゃないんでしょうか。</p> <p>あんまり言よっても、どんなに言うても、それ以外じゃなかったらまとまる基準がないと思います。いかがですか。</p> <p>今、田中委員からも意見がありましたけれども、この臨時総会が成立している以上、この会で5筆を結論づけたいと思いますので、そのようにさせていただきます。</p> <p>それでは、地番ごとの5筆で、今見たとおりのことで、要はどういうふうにするか。「農地」で残すのか、非農地にするのか。そのあたりを決めていただいたらと思います。</p> <p>事務局、そしたら今の順番で言ってくれる。</p>
<p>上岡 修 主任</p>	<p>はい、失礼いたします。</p> <p>改めてになりますけれども、「農地」に該当するか否か、そういったものは経済的な状況であるとか、今後も利用されるかということは、少なくとも具体例①においては捨象されてまして、既に「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件が著しく困難なもの」であれば、非農地というふうに判断すると。</p> <p>そして、②が少しひっかかってくるかと思いますが、「森林の様相を呈している以外の場合であって、その土地の周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるもの」、こうしたものも、非農地と判断するよという内容でございます。</p> <p>そして、こういったもの以外のものは、「農地」として判断するよという内容の通知ですので、現況にしたがって御判断いただければと思います。地番の若い順からの御判断でよろしいでしょうか。</p> <p>では、資料1、一番真ん中の、農業用倉庫が建っていた北梅本町乙 389 番 3。これが最も地番が若い農地でございます。御審議をお願いいたします。</p>

渡部 泰明 会長	<p>現地で言ったら真ん中にある土地ですよ。この土地は皆さんどうです。「農地」で残すかどうか。それでは、この土地は「農地」で残した方がいいという方。</p> <p>〔全員挙手〕</p>
渡部 泰明 会長	<p>わかりました、全員ですね。それでは、乙 389 番 3 は「農地」で残すと。次が、乙 389 番 4 かね。</p>
上 岡 修 主任	<p>はい、乙 389 番 4 です。先ほどの乙 389 番 3 から少し農道を上がっていただいて、北向きに見えた農地でございます。御審議をお願いいたします。</p>
渡部 泰明 会長	<p>この乙 389 番 4 について、どうでしょう。「農地」で残すべきか。</p> <p>〔全員挙手〕</p>
渡部 泰明 会長	<p>わかりました、これも「農地」で残すと。そうしましたら、乙 389 番 6、一番初めて見た土地、この土地はどうでしょうか。</p> <p>〔全員挙手〕</p>
渡部 泰明 会長	<p>これも「農地」ですね、わかりました。そして、次が、一番指導センター寄りの扇形の土地、乙 390 番 1。これを「農地」で残すかどうか、いかがですか。挙手をお願いできますか。</p>

	〔全員挙手〕
渡部泰明会長	これも「農地」ですね。 そしたら、1筆残ったのが、今日、足を踏み入れられなかった一番上の土地、乙397番、これはいかがですか。
森山邦雄委員	これは、周辺はどういう地目になっとんですか。
渡部泰明会長	事務局、わからんのよねこれ。
上岡修主任	そうですね、周辺の土地の地目は押さえられておりません。申し訳ありません。山林あるいは畑というふうには一般的には考えられるかと思うんですけども。
中川均会長代理	周りは青地やったよね。
上岡修主任	青地です。農用地区域内森林なども考えられます。
渡部泰明会長	乙397番、どうします。非農地と言う方、挙手をお願いします。
	〔挙手多数〕
渡部泰明会長	はい、多数ですね。じゃあ、乙397番は非農地。

	<p>そしたら、5筆のうち4筆を「農地」、一番上を非農地というふうなことで、松山市へ回答をしたいと思います。そのように決定させていただきます。</p> <p>なお、この件につきましては、次回、12月8日の定期の総会の席上で、本日の臨時総会での決定事項を報告させていただきます。</p> <p>そうしましたら、前回の総会から継続しておりました11号議案につきましては、これで決定させていただきましたので、以上で、本日の臨時総会を終えさせていただきます。</p>
中川均会長代理	はい、ちょっと。
渡部泰明会長	はい、どうぞ。
中川均会長代理	意見も出よったように、今後もたくさん事例が出てくるんで、どういう考えで臨むか、考え方の整理を事務局にしてほしいと思います。
藤久壽基次長	ちょっとかまんですか。
渡部泰明会長	はい。
藤久壽基次長	<p>先ほども言ったように、恐らく申請人、まずは理由を事務局に求めてくるだろうと思います。</p> <p>それで、今、中川委員が言われたようなこともいわゆる判断基準ですよ。一つの例ができたのでお願いしたいと思うんですが、要は、一番上は非農地ですよ、あの扇形は「農地」ですよ、この判断が分かれた違いですよ。これが説明できれば大方の説明ができるんじゃないかと、基準ができるんじゃないかというふうに考え</p>

<p>松木晶裕局長</p>	<p>ますが、どうでしょうか。</p> <p>例えば、説明を求められたときに、乙 397 番は非農地です。だけど、それと比べて、乙 390 番 1 はこうだから同じ扱いにはできません。「農地」として扱います。そしたら、その違いは何なんだろうという話だろうと。</p> <p>恐らく、一番上の乙 397 番については、全体が森林化している。その下の乙 390 番 1 については、一部は森林になってるけれども、筆で言えば農地の部分も残っているということで分かれたんじゃないかなと思うんですけども。</p>
<p>渡部泰明会長</p>	<p>それは、やはり局長がおっしゃるとおりで、現状がそういうふうに見受けられるということで決まった。ただ、残念なのはこの、乙 397 番を非農地にするというのを目で見ないで判断したということについては、若干私も心配はあるんですけども、航空写真がこういうふうになっておるから、これは現地を歩くまでもない、写真で判断できるだろうという結論だと思うんです。</p> <p>だから、今後、同じようなものが出てきたときに、委員方の判断をする目線の高さというのは、おおむね基準ができたんじゃないかと思っております。</p> <p>中川会長代理が言っていたのは、委員会として、事務局としても、今後の扱い、それと今回判断した判断基準というのは、しっかりしたものを持っておかないといけませんよということだった。</p>
<p>上岡修主任</p>	<p>失礼します。事務局からいろいろと申し上げまして申し訳ありません。</p> <p>乙 390 番 1 と乙 397 番、この差異については、やはり問われる部分だというふうには思います。1 点、松木局長から申し上げたように、乙 390 番 1 は一部耕作されておりまして、ただ、今は耕作されておりませんね。保全あるいは遊休農地——A 分類というふうな部分で残っておりまして、これが判断の結果を左右した部分になるかというふうに思います。</p> <p>そして、一部が遊休農地であって、非農地ではないといった場合の取り扱いは定められておりません。土地は本来、一筆一登記主義ですので、全体が山林か、全体</p>

が畑かということで判断されるべきというふうに考えられているんですけども、乙 390 番 1 は、全体が山林とも言えないし、全体が畑とも言えないということで、確かに御判断いただきにくい部分でもあるし、「農地」として判断しても、問題はなかろうかというふうに考えます。

ただ、事務局の意見としては、山林部分・非農地部分が多くを占めていたというふうには思います。話をぶり返して申し訳ないんですけども。

そのあたりを踏まえて、一部が遊休農地程度の状態でとどまっている場合は、なお「農地」として判断するというような見方をしないと、今後、苦しくなるんだろうなというふうには考えます。

結論を出していただいた後にこうしたことを申し上げて申し訳ないんですけども、そういった懸念があるのと、あとは乙 390 番 1 を「農地」として判断する上で、国が具体例として示すように、「土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なもの」とは見えないという答えであれば、農業委員会の総意として、具体例に当てはまらなかったため、非農地判断を行わなかった、ゆえに「農地」であるという答えが対外的にもできようかと考えます。

そして、具体例にどうして当てはまらなかったのかということ、これはもう、土地一筆一筆に形状の違いもありますので、それぞれ説明していく必要はあろうかと思えます。

時間もかかっておりますけれども、乙 390 番 1 に対して、なぜこの具体例に該当しなかったのかという点については、御審議いただく必要があろうかというふうには考えますが、いかがでしょうか。

渡部泰明会長

今、言った 5 筆についてはもう議決されたので、あとは 8 日の総会の際に補足説明をしたいと思うので、そのあたり、申し訳ないですが事務局、まとめておいてください。

上岡修主任

はい、承知しました。失礼しました。

渡部泰明会長	<p>はい。5筆の扱いはただいま決定したとおりですので。 これで閉会して構いませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
渡部泰明会長	<p>それでは、遠いところ御足労をかけました。ありがとうございました。</p>
松木晶裕局長	<p>御起立願います。礼。お疲れ様でした。</p> <p>午前11時50分閉会</p>